

函館市母子・父子自立支援員業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市子ども未来部子育て支援課において、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による母子・父子自立支援員としての業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 会計年度任用職員は、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第2項の規定により設置する婦人相談員を兼ねるものとし、売春防止法、婦人保護事業実施要領（昭和38年厚生省事務次官通知）に定めるものとする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(任用基準)

第3条 会計年度任用職員は、次に掲げる要件を備えている者のうちから任用しなければならない。

(1) 人格が円満で、社会的信望があり、その業務を行うに必要な熱意と識見を有している者であること。

(2) その活動を積極的に行いうる家庭環境と健全な心身を有する者であること。

(3) 次のいずれかの資格を有する者であること。

ア 保育士、保健師、介護福祉士、看護師または准看護師

イ 小学校、中学校、高等学校、養護または幼稚園教諭

ウ 社会福祉士もしくは社会福祉主事または社会福祉業務や児童福祉業務経験者（2年以上）

(職務)

第4条 会計年度任用職員は、母子家庭および父子家庭ならびに寡婦を対象に主として次の事項に関する相談に応じ、その自立に必要な支援

を行うほか、社会環境の実態を把握し要保護女子の早期発見に努め、発見した場合または要保護女子が来訪した場合は、本人およびその家庭環境に関する生活各般の問題について相談に応じ、その転落の未然防止と保護更生のために必要な指導を行うものとする。

- (1) 自立に必要な情報提供および支援
 - (2) 職業能力の向上および求職活動に関する支援
 - (3) 母子福祉資金および父子福祉資金ならびに寡婦福祉資金の貸付、生活費、教育費、医療費等経済上の問題
 - (4) 就業、生業、住宅等生活上の問題
 - (5) 家庭紛争、児童の養育、結婚その他生活倫理上の問題
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、母子家庭および父子家庭ならびに寡婦の福祉の増進を図るうえで必要と認められる事項
- (服務)

第5条 会計年度任用職員は、誠意をもって相談に応じ、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- (2) 常に、関係法令および社会福祉資源等の研鑽に努めること。

(任用期間)

第6条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

(勤務時間等)

第7条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 勤務時間は、1週間につき29時間とし、別表に掲げる勤務表に基づき勤務するものとする。ただし、これにより難しいときは、所属長は勤務を変更することができる。
- (2) 休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、1時間の休憩時間を設けることができる。

なお、別表に掲げる勤務表の中で午前勤務に当たる日は、休憩時間を設けない。

(3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日

(相談指導の方法)

第8条 会計年度任用職員は、相談の電話により、または相談希望の来訪者に面接して、第4条の事項について相談に応じ、必要な支援や助言・指導を行う。

2 家庭訪問による指導の必要がある場合は、事前に担当主査および担当職員と処遇方針を協議のうえ、計画的に、または随時訪問して、積極的に相談に応じ、または更生指導を図る。

3 会計年度任用職員が行った相談のうち、生活保護法および児童福祉法その他関係法令により法的措置を必要とするものについては、社会福祉主事、児童福祉司等権限を有する関係機関へ連絡し、それぞれの機関を通して、その措置にあたるものとする。

この場合、法的措置の決定の有無は権限を有する関係機関にあることを説明し、相談者に誤解を受けることのないように留意するものとする。

4 前項に掲げるもののほか、相談事項の内容により必要がある場合は、それぞれの関係機関への紹介、連絡、斡旋等によりその解決に当たるものとする。

5 前4項による処理後必要があるときは、継続的に事後指導を行い、相談者を更生に導くように努めるものとする。

(身分証明書)

第9条 会計年度任用職員が家庭訪問等を行うときは、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
(関係機関との連絡等)

第10条 会計年度任用職員の職務を遂行するにあたっては、家庭児童相談員、社会福祉主事および民生委員・児童委員の協力を得るとともに、児童相談所、保健所、公共職業安定所、婦人保護施設等関係諸機関と密接に連絡協力し、特別の配慮が行われるよう努めるものとする。

2 関係諸機関とは相互に相談指導に関する情報を提供し合うように心掛け、また、ケースワーカーとして接触の機会を多く持つように努めるものとする。

3 会計年度任用職員は、母子・父子福祉団体等に対して関係機関と協力してその育成指導に努めるとともに、母子・父子福祉団体等を通して相談家庭の指導に当たるものとする。

(記録)

第11条 会計年度任用職員は、市内の母子および父子ならびに寡婦世帯の状況を把握したときは、母子(寡婦)・父子世帯原簿(別記第1号様式)を作成するものとする。

2 会計年度任用職員は、次に掲げるところにより、相談およびそれに伴う指導・助言等の状況を母子・父子・女性相談カード(別記第2号様式)に記録し、必要に応じ所属長に報告するものとする。

また、日々の職務内容については、職務日誌(別記第4号様式)に記載のうえ、所属長に報告するものとする。

(1) 母子・父子・女性相談カードは、相談開始から終了までの経過に関し記録するものとする。ただし、軽微な助言等により終了したものについては、作成する必要はない。

なお、同じケースについて引き続いて相談を行う場合は、相談指導の経緯等が明らかになるよう補助用紙(別記第3号様式)に記録のうえ、母子・父子・女性相談カードに添付し、必要に応じ所属長へ随時報告を行うものとする。

(2) 職務日誌には、日々の勤務状況を簡潔に記載し、母子または父子相談に係る母子・父子自立支援員相談指導結果報告書および婦人相談に係る女性相談処理状況等報告書作成の基礎資料とするものとする。

(報告)

第12条 会計年度任用職員は、相談指導の結果について、母子・父子相談に係る母子・父子自立支援員相談指導結果報告書（別記第5号様式）および婦人相談に係る女性相談処理状況等報告書（別記第6号様式）を作成のうえ、所属長へ報告するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 「函館市母子・父子自立支援員業務要綱」（平成8年5月1日施行）は廃止する。

(第1号様式)

母子（寡婦）・父子世帯原簿

年 月 日

整理番号		①世帯主氏名		②市町村名			
③現住所				④生年月日	年 月 日 歳		
⑤電 話	(自宅)			⑥職 業			
	(携帯)						
⑦本籍地				⑨勤 務 先	(Tel -)		
⑧転出先							
⑩ 家 族 の 状 況							
氏 名	続柄	性別	生年月日	学 歴	健康状態	職 業	同居・別居の別
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
⑪ 母子（寡婦）・父子世帯になった原因と時期				⑫ 住 居 の 状 況			
1 死 別 ① 病 死 ② 事故死 (交通事故) (労働災害) (その他)		5 未婚の母または父 6 その他 (特記事項)		1 自 家 2 借 家 3 給与住宅 4 公営住宅 (福祉住宅) 5 寡婦住宅 6 間 借 7 アパート 8 その他 ()			
2 離 別 3 遺 棄 4 生死不明		時期 年 月 日		面積 m ² 部屋数 (畳数別) 環 境 (衛生) 家 賃 (月) 円 転居の必要			

(第2号様式)

課長	主査	担当	相談員

母子・父子・女性相談カード

面接年月日	年 月 日 ()	相談員氏名	
相談者	(歳)	住所	(TEL)
続柄	世帯原簿 の作成	有・無	面談場所
主な相談事項	-----		

処理内容	-----		

※最終解決	1 年 月 日		

	2 措 置		

注 ※は、指導の経過後最終的に解決した状況を記入すること。

(第4号様式)

課長	主査	担当	母子・父子自立支援員

職務日誌

年月日	年 月 日 (曜日)	記入者 氏 名				
記 録						

相 談 指 導 内 容	区分	内 容	件 数	解 決 件 数	繰 越 件 数	相 談 回 数
	継続	1. 生活一般 () 2. 児 童 () 3. 生活援護 () 4. そ の 他 ()				
	新規	1. 生活一般 () 2. 児 童 () 3. 生活援護 () 4. そ の 他 ()				
計	1. 生活一般 () 2. 児 童 () 3. 生活援護 () 4. そ の 他 ()					
そ の 他	1. 訪問調査指導 件 (延 件) 2. 関係機関連絡 件 (延 件) 3. 会議出席 回 4.					

母子・父子自立支援員相談指導結果報告書

1 母子家庭・寡婦

(都道府県・指定都市・中核市名：)

区 分		前年度(月)からの繰越件数 A	今年度(月)の新規相談件数 B	合 計 C (A+B)	解決件数 D	翌年度(月)への繰越件数 E (C-D)	相談回数	
生活一般	住 宅							
	医療・健康	病気						
		障害						
		その他						
	家庭紛争	配偶者等の暴力						
		その他						
	就 労	求職・転職						
		資格取得・職業訓練						
		職場の悩み						
		その他						
	結 婚							
養 育 費								
借 金								
そ の 他								
小 計								
児 童	養 育	保育所入所						
		虐待						
		その他						
	教 育							
	非 行							
	就 職							
そ の 他								
小 計								
経済的支援・生活保護	母子福祉資金貸付金	貸付						
		償還						
	寡婦福祉資金貸付金	貸付						
		償還						
	公的年金							
	児童扶養手当							
	生活保護							
	税							
そ の 他								
小 計								
その他	売店設置(法第25条)							
	たばこ販売(法第26条)							
	母子世帯向公営住宅(法第27条)							
	母子・父子福祉施設の利用							
	母子生活支援施設(児童福祉法第38条)							
小 計								
合 計								
区 分		実 件 数		延 件 数				
訪問調査指導(件)								

2 父子家庭

(都道府県・指定都市・中核市名：)

区 分		前年度(月)からの繰越件数 A	今年度(月)の新規相談件数 B	合 計 C (A+B)	解決件数 D	翌年度(月)への繰越件数 E (C-D)	相談回数
生活一般	住 宅						
	医療・健康	病気					
		障害					
		その他					
	家庭紛争	配偶者等の暴力					
		その他					
	就 労	求職・転職					
		資格取得・職業訓練					
		職場の悩み					
		その他					
結 婚							
養 育 費							
借 金							
そ の 他							
小 計							
児 童	養 育	保育所入所					
		虐待					
		その他					
	教 育						
	非 行						
	就 職						
そ の 他							
小 計							
経済的支援・生活保護	父子福祉資金貸付金	貸付					
		償還					
	公的年金						
	児童扶養手当						
	生活保護						
	税						
	生活福祉資金						
そ の 他							
小 計							
その他	父子世帯向公営住宅(法31条の8)						
	母子・父子福祉施設の利用						
合 計							
区 分		実 件 数		延 件 数			
訪問調査指導(件)							

3 非常勤母子・父子自立支援員の勤務状況等

区 分	関係機関連絡(件)	会議出席(回)	非常勤母子・父子自立支援員の勤務状況	
実 件 数			非常勤者全員の年(月)間勤務日数(日)	
延 件 数			非常勤者1人1日平均の勤務時間(時間)	

(記載要領)

- 1 指導を必要としない軽微な事項については計上しないこと。
- 2 一世帯の相談であっても、2種以上の事項を含んでいる場合は、それぞれの欄に件数を計上すること。
- 3 大区分の「その他」中「母子・父子福祉施設の利用」欄には、施設の利用に関する相談の件数を計上するものであり、施設利用者の数を計上するものではないこと。
- 4 「相談回数」欄には、当該期間内に取り扱ったケースに対し接した延べ回数を計上すること。
- 5 「非常勤母子・父子自立支援員の勤務状況」については、非常勤の母子・父子自立支援員についてのみ記載すること。
なお、「一人一日平均の勤務時間」については、小数点以下第2位を四捨五入して記載すること。
- 6 表中の「(月)」とは、各母子・父子自立支援員から都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長あて提出される月報について「年度」あるいは「年」を「月」と書き換えるものであること。

